

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第547号)

平成20年5月14日

横情審答申第547号

平成20年5月14日

横浜市病院事業管理者

原 正 道 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成19年9月3日病市経第440号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係るタイム
カード又は出・退勤に関する書類

- 1．救求外来14日13時～の医師と看護師
- 2．14日の検査技師
- 3．南（2階）15日0時～17時の医師と看護師
- 4．15日の検査技師」の個人情報非開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市病院事業管理者が、「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係るタイムカード又は出・退勤に関する書類 1. 救求外来14日13時～の医師と看護師 2. 14日の検査技師 3. 南(2階)15日0時～17時の医師と看護師 4. 15日の検査技師」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院2004年4月14日及び15日の特定個人に係るタイムカード又は出・退勤に関する書類 1. 救求外来14日13時～の医師と看護師 2. 14日の検査技師 3. 南(2階)15日0時～17時の医師と看護師 4. 15日の検査技師」(以下「本件個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市病院事業管理者(以下「実施機関」という。)が、平成19年7月18日付で行った個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

なお、「救求外来」との記載は「救急外来」と、「南(2階)」との記載は「南2階病棟」と、それぞれ解することとする。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

医師は診療科の単位で、看護師は病棟・外来等の単位で、検査技師は部の単位で労務管理を行っており、患者単位での労務管理は行っていない。このことから、患者名の記載されたタイムカード又は出・退勤に関する書類は作成していない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 請求に係る文書は作成、取得しておらず保有していないとの理由で非開示とされたが、本件処分に係る医療従事者のタイムカード又は出・退勤に関する書類が全く作成

されていないとは到底考えられない。

(3) 不存在とする理由が不当であること

個人情報非開示理由説明書では、医師らについて、患者単位の労務管理はしていないので、該当する文書はない、という。

しかし、この請求文書の記載を合理的に解釈するなら、それぞれの日時に特定個人の診療にかかわった医師らのタイムカード又は出・退勤に関する書類を指すことは明白であり、これを前提に判断すべきである。

そして、対象となる医師らについて、特定個人の個人情報を含むタイムカード又は出・退勤に関する書類が存在しないかについて、審査会において調査するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、横浜市立市民病院（以下「市民病院」という。）の救急外来の2004年4月14日13時から16日午前0時までの医師と看護師、2004年4月14日及び15日の検査技師並びに南2階病棟の2004年4月15日午前0時から17時までの医師と看護師のそれぞれのタイムカード又は出・退勤に関する書類（以下「出勤状況文書」という。）に記録された特定個人の個人情報である。

(2) 本件個人情報の特定について

ア 実施機関は、医師は診療科の単位で、看護師は病棟・外来等の単位で、検査技師は部の単位で労務管理を行っており、患者単位での労務管理は行っていないことから、患者名の記載された出勤状況文書は作成していないと説明している。これに対し、申立人は、意見書において、個人情報本人開示請求書の記載を合理的に解釈するなら、それぞれの日時に特定個人の診療にかかわった医師らの出勤状況文書を指すことは明白であるから、これを前提に判断すべきであると主張している。このため、当審査会は、平成20年1月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 市民病院における医師、看護師及び検査技師の労務管理上の書類には、医師の当直予定表、看護師の勤務実績表のほか出勤簿、職免遅参早退等承認簿があり、本件個人情報は、これらの文書に記録された特定個人の情報である。

(イ) しかし、上記文書のいずれも、その用途から、職員ではない特定個人の個人情報が記載されることはあり得ないものである。したがって、本件個人情報は存在しないため、非開示とした。

(ウ) なお、本件異議申立てを受け、念のため、2004年4月14日及び15日に市民病院に所属していた医師、検査技師及び看護師（看護師については外来及び南2階病棟に配置されていた者）の出勤簿等の出勤状況文書を調査し、特定個人の個人情報が記録されていないことを確認した。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

一般的に、出勤簿等の出勤状況文書は、労務管理等のために職員個々人の勤務状況に関連する情報等を記録するものと考えられるから、まれに、当該職員の家族等の情報が記録されることがあったとしても、基本的に、職員以外の者の情報が記録されることは、想定できないものである。

また、実施機関は、2004年4月14日及び15日に市民病院に所属していた医師等の出勤状況文書に特定個人の個人情報は記録されていないと説明しており、当審査会は、2004年4月の医師の当直予定表並びに外来及び南2階病棟の看護師の2004年4月分の勤務実績表を実施機関に提出させ、見分したが、特定個人の情報は記録されていなかった。

これらのことから、本件個人情報は存在しないとする実施機関の説明は特段不合理とはいえない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 19 年 9 月 3 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 19 年 9 月 12 日 (第 111 回 第二部会) 平成 19 年 9 月 13 日 (第 113 回 第一部会) 平成 19 年 9 月 21 日 (第 46 回 第三部会)	・ 諮問の報告
平成 19 年 10 月 15 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 19 年 10 月 26 日 (第 114 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 11 月 9 日 (第 115 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 11 月 30 日 (第 116 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 12 月 18 日 (第 117 回 第二部会)	・ 審議
平成 20 年 1 月 22 日 (第 119 回 第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 20 年 2 月 8 日 (第 120 回 第二部会)	・ 審議
平成 20 年 2 月 22 日 (第 121 回 第二部会)	・ 審議
平成 20 年 3 月 14 日 (第 122 回 第二部会)	・ 審議
平成 20 年 3 月 28 日 (第 123 回 第二部会)	・ 審議